

「ゼロカーボン促進PR業務」業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、ゼロカーボン促進PR業務を委託するにあたり、最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 選定方法

本業務を請け負う適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その参加者から提出される書類及びプレゼンテーション等により、当該参加者の適正及び能力について審査し、適切な事業者を選定するものです。

3 業務の概要

(1) 業務名

ゼロカーボン促進PR業務

(2) 目的

本業務は、市域における脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電設備の普及に係る動画の作成及び広告を行うほか、本市の環境啓発事業の遂行に際し、脱炭素に関する統一したデザインによる横断幕や備品等を制作するに当たり、広く企画提案を求めるものです。

(3) 委託期間

契約開始日から2027年（令和9年）3月31日まで

(4) 予算上限額

5,971,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

なお、予算上限額は本業務について上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は受付できません。

さらに、本案件は、令和8年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件としています。予算が議決されず、成立しなかった場合、本プロポーザルは無効となる場合があります。なお、その場合においても、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求することができません。

(5) 支払い条件

業務完了払い

(6) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

藤沢市長

イ 提案募集事務局

藤沢市 環境部 ゼロカーボン推進課 啓発担当
住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話：0466（50）8282（直通）
メールアドレス：fj-zeroc@city.fujisawa.lg.jp
※「◎」は「@」と読み替えてください。

4 企画提案者に要求される資格要件

募集開始日時点から契約締結日までの全期間に渡って、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。
ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除くものとします。
- (5) 官公庁又は民間企業のPR動画制作、SNS広告及びロゴマーク制作業務を全て請け負った元請実績を令和2年度以降に有すること。なお、現在進行中の事業も含むものとします。
- (6) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

5 スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から企画提案者に連絡します。

No	項目	日程
1	公募開始	2026年（令和8年）1月16日（金）～
2	実施要領等への質問期間	2026年（令和8年）1月16日（金）～1月26日（月）午後5時まで

3	質問に対する回答	2026年（令和8年）2月3日（火） までに当市公式ホームページ上で随時回答
4	参加申込書一式の提出期間	2026年（令和8年）2月6日（金） ～2月13日（金）午後5時まで
5	応募者資格確認結果・提案要請通知書の通知期限	2026年（令和8年）2月24日（火）
6	企画提案書等の提出期間	2026年（令和8年）2月27日（金） ～3月10日（火）午後5時まで
7	二次審査通知書の通知期限	2026年（令和8年）3月17日（火）
8	プレゼンテーション・ヒアリング審査	2026年（令和8年）3月24日（火） ※当市が指定する概ね40分間（予定）
9	選考結果の通知	2026年（令和8年）3月26日（木） までに通知

6 公募開始・質問受付

（1）公募開始

公募開始年月日は2026年（令和8年）1月16日（金）とし、本実施要領等は、当市公式ホームページ上で公表します。

（2）質問受付・質問回答

本案件に係る質問の受付及び回答は、次のとおりとします。

ア 質問の方法

本実施要領に添付の質問書（様式3）により、電子メールで送付するとともに、電話連絡により当該質問の要旨を説明してください。

【電子メール】fj-zeroc@city.fujisawa.lg.jp

イ 受付期間

2026年（令和8年）1月16日（金）から1月26日（月）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

2026年（令和8年）2月3日（火）までに、当市ホームページ上で回答します。

7 参加申込書の提出

本案件に参加を希望する場合は、「2 企画提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

（1）参加申込書一式（各1部を提出）

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社の事業概要が分かる案内等の資料

ウ 官公庁又は民間企業のPR動画制作、SNS広告及びロゴマーク制作業務受託実績

書（様式2）

※業務受託実績書は、最大5件記入してください。なお、内容については、業務の規模が分かるように記載してください。

エ 契約書等受託した事が確認できる書類の写し

オ 次に掲げる納税証明書であって、滞納の記録がないもので、参加申込書提出前3か月以内に発行されたもの。なお、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。原本、写しどちらも可。

(ア) 法人税

(イ) 法人事業税

(ウ) 法人住民税

(エ) 消費税及び地方消費税

(オ) 固定資産税

※参加申込者が営業所や支店であって本店でない場合は、参加申込者の法人事業税及び法人住民税を提出してください。

カ 「かながわ電子入札共同システム」における令和7・8年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）について、藤沢市長から有効期間内の認定（営業種目は問わない）を受けていない場合は次の書類。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの）

(イ) 財務諸表・決算書類等の写し（財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類）（直近1年分）

(2) 提出書類の受付期間及び方法

ア 受付期間

2026年（令和8年）2月6日（金）から2月13日（金）午後5時まで

※持参する場合の受付時間は、提出期間（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局宛てに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる方法に限る）により提出してください。郵送で提出する場合は、電話により藤沢市ゼロカーボン推進課に対し書類の到着有無を確認してください。

8 一次審査（書類審査）

提出された参加申込書一式について、資格要件の確認や不備がないか書類審査を行い、審査結果を2026年（令和8年）2月24日（火）までに参加申込書に記載するメールアドレス宛てに電子メールにより通知します。

また、応募資格要件を満たした応募者（一次審査通過者）については、提案要請通知

書を送付します。

9 企画提案書の提出

提案要請通知書を受理した参加申込者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、各提出書類の写しについては、会社名等を空欄にしてください。

(1) 企画提案書一式（原本1部、写し10部をそれぞれ提出）

ア 企画提案書

イ 見積書（様式4-1）

ウ 見積内訳書（様式4-2）

エ 責任者及び担当者一覧表（様式4-3）

(2) 提出書類の受付期間及び方法

ア 受付期間

2026年（令和8年）2月27日（金）から3月10日（火）まで

※持参する場合の受付時間は、提出期間（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）

の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局宛てに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる方法に限る）により提出してください。郵送で提出する場合は、電話により藤沢市ゼロカーボン推進課に対し書類の到着有無を確認してください（2026年（令和8年）3月10日（火）必着とします）。

また、提出書類の原本をPDF化し、上記提出期限までに上記4（2）アに記載のメールアドレス宛てに送付してください。なお、メールのタイトルは「「ゼロカーボン促進PR業務」プロポーザル企画提案書」とし、電子メール送付後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午後9時以降）に提案募集事務局宛てに電話で連絡してください。

(3) 作成時の留意事項

企画提案書の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 企画提案書の書式

(ア) 原則としてA4タテ規格の両面印刷、横書き表示、ページ下の中央にページ番号を記載すること（モノクロ・カラー印刷は問わない）。

(イ) A3用紙を使用する場合は、片面印刷とし、Z折りにして、用紙左辺で綴じること。

(ウ) 文字サイズは、原則12ポイント以上とすること。

(エ) A4フラットファイル等を使用し、様式及び添付書類ごとにインデックス等を添付すること。

(才) 企画提案書は、表紙・目次・別に添付するカタログやパンフレット等を除き、A4換算で100ページ以内の構成とすること。

イ 企画提案書の記載及び提案内容

企画提案書は、「9 選考方法（2）提案内容」及び「ゼロカーボン促進PR業務」業務要求仕様書を踏まえて作成してください。なお、「9 選考方法（3）審査項目」を踏まえ分かりやすく記載してください。

ウ その他

プレゼンテーション・ヒアリング審査については、公平性を保つため企画提案書の写し（会社名無し）を、「ゼロカーボン促進PR業務に係る事業者選考委員会」の委員に配布することから、企画提案書の写しに会社名は記載しないでください。

（4）書類確認

提出された企画提案書について不備がないか確認を行い、補正指示等が無い場合は2026年（令和8年）3月17日（火）までに電子メールにより二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の時間を通知します。

なお、企画提案者が5者以上となった場合は、事務局による書類審査（実績評価、価格点評価）により、原則として評価点上位4者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、その結果を併せて電子メールにより通知します。

（5）留意事項

ア 提出された書類は返却しません。

イ 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合があります。

ウ プロポーザルの提案は、1事業者につき1提案のみとします。

エ 提出後の提案内容の変更は認めません。

オ 企画提案書の提出が無かった場合、本プロポーザル参加の意思が無いものとみなします。

10 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

（1）実施日時

2026年（令和8年）3月24日（火）（時間未定）

（2）実施場所

藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室

（3）時間配分

各企画提案者概ね40分間（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、原則として本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。なお、出席者は最大5名までとします。

※当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションすることはできないものとします。

※当日のプレゼンテーションでは、プレゼンテーション資料の中に会社名を記載しないでください。また、口頭においても、会社名を名乗らないでください。

(4) 使用可能な機材について

プロジェクター及びスクリーンを当市が用意します。パソコンその他必要なものは、企画提案者が用意するものとします。

1.1 選考方法

(1) 選考・審査方法

「ゼロカーボン促進PR業務に係る事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」の委員が、「1.1 選考方法(3) 審査項目」の各項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。

審査項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、合計点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とします。

この場合において、評価点の合計点が同じ者が2者あるときは、2者のうち、審査項目「企画力」「独創性」「期待度」の評価点合計が高い提案をした者を優先交渉事業者としますが、これらの方法により、優先交渉事業者を決定することができないときは、選考委員の間で意見交換を行い、選考委員長が決定するものとします。

なお、上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、合計評価点が高い者から順に候補者とします。また、全選考委員の評価点の合計点における平均値が満点の60%未満であるときを除き、当該企画提案者を優先交渉事業者とします。

※評価点は企画提案者ごとに合計点のみ公開します。また、企画提案者名は優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者のみ公開します。

(2) 提案内容

- ア 動画制作
- イ 広告
- ウ ゼロカーボン促進ロゴマーク等の制作

(3) 審査項目

別表のとおり

(4) 選考結果通知

選考結果については、参加申込書に記載の所在地に、2026年(令和8年)3月26日(木)までに文書で発送します。

1.2 契約の締結

(1) 契約期間

契約締結日から2027年(令和9年)3月31日まで

(2) 仕様等の決定

仕様等は、選考結果通知後、優先交渉事業者との調整を行った上で決定します。なお、仕様等の調整が不調となった場合は契約を行わず、第2位優先交渉事業者に交渉権が移行します。

1.3 提案の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その企画提案者の提案を無効とします。

- (1) 提案期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 「ゼロカーボン促進PR業務」業務要求仕様書に適合しない場合
- (4) 上記2に掲げる資格のない者が提案した場合
- (5) 予算額を上回る提案をした場合
- (6) 参加申込書・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 契約締結日までに「2 企画提案者に要求される資格要件」を満たすことができなくなった場合
- (8) 提案に関して談合等の不正行為があったとき、又はそれが疑われる場合
- (9) その他、当市が指示した事項及び本案件に関する条件に違反した場合

1.4 その他

- (1) 本案件への応募に掛かる費用は、全て企画提案者の負担とします。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- (3) 提出された書類及びデータは返却しません。
- (4) 企画提案者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、企画提案者に帰属しますが、当市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、企画提案者は著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は本業務の目的以外で使用することはありませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、「藤沢市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開することができます。
- (6) 業務上知り得た情報は他に漏らしてはなりません。
- (7) 審査に対する電話等による問い合わせには応じることはできず、また、異議を申し立てることもできません。

(別表)

審査項目		評価内容
提案内容評価	理解度	仕様書「4 業務内容」(1)～(3)の業務を理解した提案内容であるか
	企画力	本市の特徴を踏まえた藤沢らしさが伝わる提案内容であるか
	独創性	提案者の持つ強みを活かした、独創性や創意工夫のある提案内容であるか。
	期待度	提案内容が市民に注目されやすく、補助件数の増や環境への関心度向上等の事業効果が期待できる提案内容であるか
	実現性	提案内容が具体的で説得力があり、実現度が高いものであるか
	意欲	プレゼンテーションや質疑応答において本業務に対する意欲を感じられるか
その他	人員体制	本業務を実施するにあたり十分な人員体制であるか
	セキュリティ対策	個人情報の取扱いを含むセキュリティ対策が講じられているか
	環境配慮	一事業者として藤沢市地球温暖化実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を豊富に実施しているか
	実績評価	本業務と同種・類似業務の実績は豊富であるか
価格点		本市が提示する上限額の範囲内で、最小限の経費となっているか

配点…提案内容評価70点、その他20点、価格点10点

以上